

諮問庁：国税庁長官

諮問日：令和3年7月5日（令和3年（行個）諮問第110号）

答申日：令和4年7月7日（令和4年度（行個）答申第5037号）

事件名：本人を調査対象者とする相続税の税務調査において作成された調査経過記録書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「相続開始特定日の特定被相続人の相続税調査にかかる調査経過記録書」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和3年1月7日付け特定記号第5004号により特定税務署長（以下「特定税務署長」又は「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示とした部分の開示を求めるものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

- (1) 特定国税不服審判所には情報を開示し、納税者へは情報を開示しない取扱については、不平等な取り扱いである。特定税務署長特定個人の当該取扱は、法の下での平等に反し違憲である。
- (2) 調査経過記録書の「復命事項」の記載事項については、正確な事実の復命事項が記載されている。社会通念上、正確な事実の復命は、法律の趣旨に鑑み不開示理由には該当しないと思料する。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求について

本件審査請求は、法12条に基づく開示請求に関し、特定税務署長（処分庁）が令和3年1月7日付け特定記号第5004号により行った一部開示決定（原処分）について、不開示とした部分の開示を求めるものである。

#### 2 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、審査請求人を調査対象者とする相続税の税務調査において作成された調査経過記録書に記録された保有個人情報であり、

処分庁は調査経過記録書のうち別紙1に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）を、法14条7号イに該当するとして不開示としたものである。

審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めていることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### 3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

#### (1) 本件不開示部分のうち、開示が相当と認められるもの

別紙1の不開示とした部分のうち、調査経過記録書の110頁の「復命事項」欄の2から3行目及び4行目の一部については、相続税の修正申告書が提出されたこと、提出年月日及び対応職員名等が記載されているが、当該情報は本件開示部分の記載内容等から開示請求者が知ることができる情報と認められ、また、これを開示したとしても、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ等は認められないことから、開示が相当と認められる。

#### (2) 本件不開示部分のうち、不開示が相当と認められるもの

本件不開示部分の「復命事項」欄のうち、上記(1)を除いた部分には、税務署内での事案の検討や審理に関する内容、調査において把握した事項、反面調査に関する情報などが具体的かつ詳細に記載されている。

また、本件不開示部分の「指示事項等」欄には、調査事案に係る上司からの指示事項や確認事項等が記載される部分である。

これらの情報は、いわゆる税務調査における手の内情報に該当するものであって、いずれも審査請求人が承知している情報とは認められない。

これらの情報を開示した場合、税務調査の具体的な調査方法が明らかになることとなり、その結果、今後の税務調査への対策を講じたり、税額計算上の不正手口の巧妙化を図ったりすることが可能となるなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるものと認められる。

したがって、法14条7号イの不開示情報に該当することから、不開示とすることが相当である。

### 4 結論

以上のことから、本件不開示部分のうち、別紙2に掲げる部分は開示することが相当であるが、その余の部分については、法14条7号イの不開示情報に該当するため不開示とした原処分は、妥当である。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年7月5日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- ③ 同月29日 審議
- ④ 令和4年6月16日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同月30日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙1に掲げる部分（本件不開示部分）を法14条7号イに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、別紙2に掲げる部分を開示するとしているが、その余の不開示部分（以下「本件不開示維持部分」という。）については、法14条7号イに該当するとして、なお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

当審査会において見分したところ、本件不開示維持部分は、調査における着眼点、反面調査に関する情報、局署内での事案の検討に関する内容及び調査事案に係る上司の確認事項などの情報が詳細に記載されているものと認められる。

これらの情報は、いわゆる税務調査における手の内情報に該当するものであって、いずれも審査請求人が承知している情報とは認められない。

そして、これらを開示した場合、税務調査の着眼点や具体的な調査方法が明らかになることとなり、その結果、税務計算上の不正手口の巧妙化が図られるなど、今後の税務調査への対策が講じられることによって、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分については、法14条7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条7号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同号イに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第4部会）

委員 小林昭彦, 委員 塩入みほも, 委員 常岡孝好

別紙 1 (本件不開示部分)

行政文書の名称	ページ	一連番号	不開示部分	不開示理由 (法14条)
調査経過 記録書	全ページ	1	「指示事項等」欄に係る部分 全部	7号イ
	1ページ	2	「復命事項」欄に係る部分の うち、29行目及び30行目	
	7ページ	3	「復命事項」欄に係る部分の 全部	
	8ページ	4	「復命事項」欄に係る部分の うち、1行目ないし27行目	
	10ページ	5	「復命事項」欄に係る部分の うち、1行目ないし21行目	
	12ページ	6	「復命事項」欄に係る部分の うち、1行目ないし8行目	
	16ページ	7	「復命事項」欄に係る部分の うち、1行目ないし27行目	
	17ページ	8	「復命事項」欄に係る部分の 全部	
	18ページ	9	「復命事項」欄に係る部分の うち、1行目ないし17行目	
	19ページ	10	「復命事項」欄に係る部分の うち、1行目ないし13行目	
	43ページ	11	「復命事項」欄に係る部分の うち、11行目ないし14行 目並びに「年月日(手続名) 」欄及び「方法・場所(応接 者)」欄の15行目及び16 行目	
	45ページ	12	「復命事項」欄に係る部分の うち、17行目ないし27行 目	
	53ページ	13	「復命事項」欄に係る部分の うち、1行目及び2行目	
58ページ	14	「復命事項」欄に係る部分の うち、2行目ないし15行目		

59ページ	15	「復命事項」欄に係る部分のうち、2行目ないし8行目
71ページ	16	「復命事項」欄に係る部分のうち、1行目及び2行目
75ページ	17	「復命事項」欄に係る部分のうち、1行目ないし3行目
80ページ	19	「復命事項」欄に係る部分のうち、11行目ないし19行目
88ページ	20	「復命事項」欄に係る部分のうち、3行目ないし26行目
89ページ	21	「復命事項」欄に係る部分のうち、2行目ないし15行目
90ページ	22	「復命事項」欄に係る部分のうち、2行目ないし9行目
92ページ	23	「復命事項」欄に係る部分のうち、2行目ないし9行目
97ページ	24	「復命事項」欄に係る部分のうち、19行目及び20行目
98ページ	25	「復命事項」欄に係る部分のうち、9行目ないし16行目
100ページ	26	「復命事項」欄に係る部分のうち、1行目ないし12行目
101ページ	27	「復命事項」欄に係る部分のうち、1行目ないし5行目
102ページ	28	「復命事項」欄に係る部分のうち、1行目ないし19行目
105ページ	29	「復命事項」欄に係る部分のうち、2行目並びに「年月日（手続名）」欄及び「方法・場所（応接者）」欄の3行目
106ページ	30	「復命事項」欄に係る部分のうち、2行目及び3行目
108ページ	31	「復命事項」欄に係る部分のうち、2行目ないし7行目
110ページ	32	「復命事項」欄に係る部分のうち、「年月日（手続名）」

			欄及び「方法・場所（応接者）」欄の2行目ないし4行目並びに「調査事項・応接状況等」欄の3行目
120 ページ	33		「復命事項」欄に係る部分のうち、2行目及び3行目並びに「年月日（手続名）」欄及び「方法・場所（応接者）」欄の4行目
123 ページ	34		「復命事項」欄に係る部分のうち、2行目ないし4行目並びに「年月日（手続名）」欄及び「方法・場所（応接者）」欄の5行目
126 ページ	35		「復命事項」欄に係る部分のうち、2行目ないし20行目
129 ページ	36		「復命事項」欄に係る部分のうち、2行目ないし8行目
130 ページ	37		「復命事項」欄に係る部分のうち、1行目ないし4行目
131 ページ	38		「復命事項」欄に係る部分のうち、1行目ないし8行目
172 ページ	39		「復命事項」欄に係る部分のうち、「方法・場所（応接者）」欄及び「調査事項・応接状況等」欄の6行目
176 ページ	40		「復命事項」欄に係る部分のうち、1行目ないし3行目
178 ページ	41		「復命事項」欄に係る部分のうち、1行目ないし3行目

(注) 「不開示とした部分」欄中の行数の数は、各欄の表題部分の下から1行目として数えたものである。

別紙 2（諮問庁が開示すべきとする部分）  
別紙 1 の一連番号 3 2 に係る不開示部分